

司法試験答練

公法系第1問（憲法）

問題文

〔第1問〕（配点：100）

2001年9月に発生した米国同時多発テロ事件以降、イスラム過激派による国際テロの脅威は依然として高い状況にある。そこで、警視庁及び警察庁（以下「警察」という。）は、国際テロを未然に防止するために、日本に在住するイスラム教徒の国籍、氏名、生年月日、住所等を横断的・網羅的に収集する作業を、組織的かつ大規模に実施していた。警察は、日本で開催されるG7サミット（先進7か国首脳会議）に伴う国際テロの発生を防止するために、「モスク（イスラム教の礼拝堂）出入者の不審動向発見」という任務を有する捜査員43名の「モスク班」を編成し、東京都内の各モスクについて、午前8時30分から日没後の礼拝が終了する午後7時30分を目処に拠点員、行確員を配置し、モスク動向の把握、モスクへの新規出入者及び不審者の発見把握を行っていた。サミット終了後もモスクに対する網羅的・継続的な監視は継続され、ラマダーン（イスラム教における断食期間）のモスク礼拝者及びイード・アル・フィトル（断食明けの祭）への参加者を、東京都内の各モスク単位で数えあげていた（以下、本件における警察の情報収集活動を「本件情報収集活動」という。）。

本件情報収集活動によって収集されたデータの中には、履歴書様の書面のデータがあり、**X**（イスラム教徒であり、日本人国籍を取得している。）らの出入りしているモスクの名前が特定して記載されていた。

Xは、本件情報収集活動には憲法上の問題があるとして、国家賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起するため、法律家**甲**のもとを訪れた。法律家**甲**と**X**との間でのやり取りは以下のとおりであった。

甲：本件訴訟は国家賠償請求訴訟ですから、国家賠償法第1条第1項の要件を満たすか否かが問題となりますが、今回は憲法上の問題が主要な争点になりそうですので、ひとまずその点に絞って検討します。まず、本件情報収集活動によって**X**さんにどういう影響がありましたか。

X：本件情報収集活動は、国家権力が秘密裏に私の信仰を推知しようとしたものであり、著しい恐怖感を覚えています。また、本件情報収集活動により、イスラム教は、社会的に許容されない宗教であるとのラベルを貼られたような気分です。し、警察によりモスクが徹底的に監視されている状況では、モスクへの参集を躊躇することは当然ですから、自らが監視対象とされていることを実感することにより、モスクへの足が遠のきました。そのため、イスラムの最も重要な宗教的義務行為である「金曜礼拝」（イスラム教徒としての連帯感及び唯一の神であるアッラーの前では皆が平等であることを再確認するというムスリム成人男性の宗教